



野田市議会議員

滝本 けいいち

【連絡事務所】

住所: 〒278-0005

千葉県野田市宮崎 96-4

電話: 080-5174-4312

FAX: 047-413-0470

メール: kei1.takimoto@gmail.com

特別臨時号

VOL. 7

2015年 8月発行

国民一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます

10月から、住民票を有するすべての方に1人1つの自分の番号が託された「通知カード」が郵送されてきます。マイナンバーは一生使うもので、漏えいして不正に使用されるおそれがある場合を除いては、番号は一生変更されませんので大切に保管してください。

実際には平成28年1月から行政手続きでマイナンバーが必要になります。

<マイナンバーってなに?>

社会保障・税番号（マイナンバー）制度は日本が2016年から導入する個別の制度名です。すべての人に12桁の管理番号をつけ、それに基づいて年金・健康保険・パスポート・運転免許税金・住民票などそれぞれの管轄機関でバラバラに管理されてきた管理方法では横の連携が全くと言って良いほど無かったわけで、たとえば、どれか一つの情報を更新や変更、修正しても、その他の情報には瞬時に反映されずにデータの間違いや漏えい、何度も同じ説明をしなければなりません。このような問題を解決するために個人情報を「マイナンバー」という個人を認識する番号で紐付け、その場で紹介することが出来るようになるため、申請者が窓口で書類を提出するなどの必要がなくなります。（システム面では個人情報分散管理を実施）

<通知カードと個人番号カード>

通知カード

平成27年10月に住民票のある人に無料で送付されるものが通知カードです。

住民票の住所に通知が届くので、住民票の住所と異なるところに住んでいる方は、お住まいの住所に住民票を移してください。

通知カードは顔写真が入っていませんので本人確認の際は別途顔写真のついた証明書が必要となります。



通知カード(表) イメージ



通知カード(裏) イメージ

個人番号カード

平成28年1月以降に市役所に申請すると個人番号カードの交付を受ける事ができます。

個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できるほかカードのICチップに搭載された電子証明書を用いて確定申告のe-taxをはじめとした各種電子申請が行えたり、印鑑登録証など自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。



<期待される効果は？>

1 公平・公正な社会の実現

- ・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受給することを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになる。

2 国民の利便性の向上

- ・行政手続きが簡素化され、添付書類の削減など負担が軽減されます
行政機関が持っている自分の情報を確認したり
- ・行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったり出来るようになります

3 行政の効率化

- ・行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
- ・複数の業務間での連携が進み、重複作業などの無駄が削減されるようになります

<いつから必要なの？>

平成 28 年 1 月から、社会保障・税金・災害補償の行政手続きで必要になります。
また、マイナンバーは社会保障・税金・災害補償の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きにしか使えないので注意が必要です。

社会保障では

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税では

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

災害対策では

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

例えば、次のような場面で使います



皆さんは法令で定められた手続きのために、行政機関や民間企業などへマイナンバーの告知が必要となります。

<マイナンバー取扱いの注意点は？>

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを漏らすことは重大な罪になります。具体的には、個人番号を自分や第三者の利益のために盗んだり、引き渡すと3年以下の懲役または150万円以下の罰金となっています。マイナンバーをの漏えいに関する罰則で最も重いものは4年以下の懲役または200万円以下の罰金で、「個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者」が、「正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供」した場合に適用されます